

事務連絡  
平成29年8月10日

各病院・指定された診療所 御中

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

### 全国がん登録届出マニュアル2016（2017改訂版）について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）等に基づき、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報（以下「情報」という。）を、都道府県知事に届け出ることとなっています。

厚生労働省と国立がん研究センターは、平成27年10月に、届出に当たって必要な事項をまとめた「全国がん登録届出マニュアル2016」を作成したところです。

今般、本年4月のがん登録オンラインシステム提供の開始に伴い、届出情報の提出形式や病院等における情報の保護に関する留意事項に加え、合わせて分かりやすい表現に改めた「全国がん登録届出マニュアル2016（2017改訂版）」を作成し、下記ホームページで提供を開始しました。

[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital/rep-manu.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/rep-manu.html)

HOME > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報 > 全国がん登録届出マニュアル 2016

貴院におかれましては、改訂版マニュアルを参考に、罹患情報等を適切に都道府県知事へ届け出ていただくよう、お願いします。